

## (6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金29,160円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成29年12月12日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市円護寺地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県警察本部警備部警備第一課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、道路を逸脱し、和解の相手方が設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。